

ムダにムダを重ねる徳山ダム「導水路」はいらない！

導水路はいらない！愛知の会

会報(号外)

2014年7月28日
〒467-0853
名古屋市瑞穂区内浜町1-15
加藤伸久方
TEL/FAX 052-811-8069
URL: <http://www.dousuiro-aichi.org/>

—7月24日・木 徳山ダム導水路中止(支出差止住民訴訟)裁判「判決言い渡し」—

ウツソーでしょう！名古屋地裁 住民請求を棄却！！



判決は、(なくても何ら支障なき導水路事業について)「政策的な判断が必要で、国の広い裁量に委ねられている」「水資源施設は完成までに相当期間を要する」との考え方を示しました。

また、(過大な水道用水の需要予測について)98年からの10年間、木曾川の渇水で取水制限が14回あったことなどをあげ、「予測は不確実性が伴うため、ある程度の誤差が生じることはやむを得ない」「需要が減少し予測との間に一定の差が出たからと言って、計画が著しく合理性に欠けるとはいえない」「国が過去のデータに基づいて適正に策定した計画にのっとりて支出しており適法」として、原告が求める公金支出差止を認めませんでした。

—2060年には水使用40%減(「新水道ビジョン」) 孫子に付け回しするな！—

2014年8月6日(水)名古屋高裁に控訴します

判決後、桜華会館にて報告集会&合同記者会見を行いました。判決文を特急で解析した「導水路はいらない！愛知の会」と「徳山ダム導水路公金支出差止住民訴訟弁護団」は、集会参加の約60人の仲間へ ① 司法の責務放棄を強く批判 ② 廃止のため今後とも粘り強く活動 を骨子の声明(本「会報」P8参照)を共同で作成・配布しました。



集会では、在間弁護団長は「需要の減少を前提とすべきなのに、不都合な事実を横に置いた」と痛烈に批判、控訴を明言しました。次いで、小林共同代表は「徳山ダム導水路事業にお墨付きを与えるような司法判断で残念、控訴審で勝利を」と訴えました。

当初は沈痛ムードの参加者の間からは「撤退ルールについて無知」「治水流量の歴史的経過論は、訳が分からない」などと意見が出されました。また、同席の濱嶋・小島両弁護士からは「人口減と節水が進むなか、使い古された判決文に呆れかえる」との発言がありました。

(※判決文の全文は当会ホームページに掲載、※メール環境にない方は事務局へご連絡下さい)

P2~7 **新聞報道** 7/24 不当判決関連 (中日・朝日・毎日・読売・日経・岐阜・赤旗など7社)
P8 **声 明** (「導水路はいらない！愛知の会+徳山ダム導水路支出差止住民訴訟弁護団」)

お知らせ 2014総会・「控訴」決起集会&5周年記念講演・・・**チラシ参照**
8/3・日午後2時~4時半(1時半開場)東別院会館2階・椿

徳山ダム導水路へ公金支出

住民の差し止め請求棄却

名古屋地裁



徳山ダム（岐阜県揖斐川町）から木曾川などに流す導水路事業を巡り、住民らが愛知県と同県企業庁を相手取り、事業負担金の支出差し止めを求めた住民訴訟の判決が24日、名古屋地裁であった。福井章代裁判長は「事業計画が著しく合理性を欠いているとはいえない」と述べ、住民側の請求を棄却した。事業の必要性を迫認した司法判断といえ、事業の建設に向けて追い風となりそうだ。

着工へ追い風

総事業費890億円、争われた。は、愛知、岐阜、三重の3県と名古屋市の間で、住民側は愛知県の水道水の需要を2000年以降から増加せず頭打ちに知県の負担分31.8億円を削減することの妥当性が「要らない」と主張。渇水時には相当の期間を要し、必要な施設が完成するまでには相当の期間を要し、取水口がある木曾川を延長約43kmの地下トンネルで結ぶ計画。2008年、計画が閣議決定された。当初、15年の完成を予定していた。

木ダに木ダを重ねる木



「直ちに控訴」原告の住民ら
名古屋地裁の請求棄却の判決後、原告の住民らと弁護団は名古屋市内で記者会見し、判決に対する声明を発表した。声明

「導水路はいらない！愛知の会」の共同代表を務める小林收さんは「非常に残念。水は余っており、裁判では科学的に論証した。控訴して、もう一度事実を反映した判断をしてもらいたい」と話した。

「検証、粛々と」大村愛知県知事
愛知県の知事大村秀章は24日、徳山ダムの導水路を巡る訴訟の判決について「県の主張が認められたことは極めて妥当だ。国の検証作業が進められて

らといって、事業計画に看過し得ない瑕疵（かし）はない」と述べた。さらに、「事業計画が裁量権の範囲を逸脱することなどはなく、支出差し止めはできない」と結論づけた。

導水路は、日本最大の貯水量を誇る徳山ダムの取水口がある木曾川に流すための施設。渇水時に愛知県や名古屋市の水道用水や工業用水の不足を補えるほ

河村市長・大村知事

か、水の流量を維持することなどで河川環境の保全にもつながるとされている。導水路事業について、2009年5月、河村市長は水の需要が伸びないと指摘し、撤退検討を表明。事業の是非を巡って公開討論会を開くなど、議論を呼んだ。11年2月の市長選と県知事選のダブル選では、大村知事もともに導水路事業の見直しを公約に掲げ、両氏は当選を果たした。

ダム事業凍結、検証続く

（群馬県）をはじめとする全国各地のダム事業を凍結する方針を表明。木曾川水系の導水路も対象となり、政権交代後も、事業の検証作業が続いている。導水路だけでなく、木曾川水系の水関連施設は常に批判の対象になってきた。1980年代には長良川河口堰（せき）も三重県桑名市を巡り、住民らが建設、運用の差し止めを求めて水資源開発公団（現水資源機構）を提訴。90～2000年代には徳山ダム事業への公金支出の差し止めなどを求め、住民らが岐阜県側と争ったが、住民側の敗訴が確定している。

おり、県も検証作業に歯止めをかけた」とコメントを出した。

木曾川導水差し止め棄却

行政の広い裁量認める

名古屋地裁

徳山ダム（岐阜県揖斐川町）の水を長良川、木曾川に引く導水路事業への愛知県の出費の是非を問う住民訴訟で、名古屋地裁は24日、県などに支出差し止めを求めた住民グループの訴えを退けた。判決は、長期にわたる施設整備について行政の判断に広い裁量を認めた。将来的な水需要の減少を前提に争ってきた原告団は、憤りの声をあげた。

「水あまりなのに」原告

原告は、流域の2000年度以降の水需要の実績は減少傾向で予測を下回り、総事業費約890億円の導水路事業がなくても需要はまかなえると主張。約318億円を負担する愛知県は、事業から撤退すべきだと訴えていた。判決は事業計画について「政策的な判断が必要で、国の広い裁量に委ねられて

労働省の「新水道ビジョン」を引き合いに「需要の減少を前提とすべきなのに、不都合な事実を横に置いた」と判決を批判。控訴する方を針を明言した。住民からは「議論が成り立たない」とどの声も相次いだ。

3県知事判決を評価

名古屋市長は「残念」

木曾川水系連絡導水路事業は国土交通省が設けた検証委員会が必要性を検討中で、事業費を負担する東海3県や名古屋市も加わる。3県の知事は、事業を不要とする訴えを退けた今回の判決を評価した。被告となった愛知県の大村秀章知事は24日、「妥当な判決だ」と記者団に語った。事業を見直すとした公約は「変わっていない」としたが、導水路の必要性を問われ「色々な考え方があって」と明言を避けた。岐阜県は河川環境の保全、可

進む人口減、変わらぬ判決

《解説》判決文を読み既視感に襲われた。木曾川水系連絡導水路をめぐる最大の争点は水需給のバランスだが、その議論は長良川河口堰（1995年完成）の建設以来、この地域の裁判や議会でも繰り返されてきた。今回も名古屋地裁は、需

茂・東濃地域の濁水被害軽減の効果を想定しており、速やかな推進を期待する。三重県の鈴木英敏知事も「異常濁水時の流量確保のため参画している。引き続き進捗を」と述べた上で、「コストを縮減するのは大事」と指摘した。一方、事業見直しを唱える名古屋市の河村たかし市長は「極めて残念。水の需要に踏み込めていない。裁判官は座って考えるだけ」と判決を批判。濁水は農業用水の融通で克服できるとの持論を述べた。ただ、市の具体的な取り組みを問われると「（導水路事業を）結した」民主党政権時代に農林大臣に何度も言ったが、結局何もなしですわ」と語るにとどめた。検証委の3年前の初会合では、国交省が代替案は大幅な費用増になるとの資料を提示。それ以来開かれていないが、判決を機に動き出す可能性がある。検証委での議論について、大村知事は「これからじゃないか」と述べ、河村市長は「（深まった）と思っていない。農業用水の話は出てこない」と語った。

一回の大濁水」が原因だ。緊急時は、ふんだんに水利権を持つ農業用水で節水し、都市部に回せばいい。河村たかし・名古屋市長も言う。でも、いくら水田が減り、都市人口が増えようと、江戸以来の歴史ある農業用水に節水を頼むのは簡単でない。農水省と国交省の権限争いも絡む。勢い、施設を新たに造りがちだ。徳山ダムは2008年完成。導水路で揖斐、長良、木曾の三川を結べば、このダムの水がようやく使えるようになる。しかし、財政難の中、そんな施設を造り、維持するべきなのか。遑ろ川の水を流せば生物環境にも負荷がかかる。それは持続可能な社会なのか。公共事業改革の議論は後退したが、問題は解決したわけではない。（編集委員・伊藤智章）

住民「司法の責任逃れ」

導水路判決 失望、憤りの声

「司法の責任逃れだ。無駄な公共事業は止められないのか」。名古屋地裁で二十四日、原告側が敗訴した木曾川水系連絡導水路をめぐる訴訟の判決。五年に及んだ裁判で「水余りで事業は不要」と繰り返してきた住民らは、訴えを退けられ、怒りをあらわにした。事業が凍結され、着工の見通しが不透明な中で示された司法判断。巨大導水路の是非や、公共事業の在り方があらためて問われている。

●面参照

木曾川導水路事業をめぐる訴訟で請求が棄却され、不当判決と訴える原告団。24日午前、名古屋地裁前で



「原告の請求をいずれも棄却する」原告の住民や被告の愛知県関係者らが満席となった名古屋地裁一号法廷(定員九十六人)。判決言い渡しは、主文のみ、わずか数秒だった。傍聴席に詰めかけた原告からは「なぜだ」「不当判決だ」と失望や憤りの声が上がった。

名古屋地裁前には、判決が出る一時間前から原告の市民団体「導水路はいらない!愛知の会」のメンバー三十人が集まった。法廷に入り傍聴席を埋めた原告らは、真剣な表情で判決に聞き入っていたが、請求棄却を告げられると深くため息をつき、空を仰いだ。

閉廷後、同団体事務局長(左)の加藤伸久さん(右)が名古屋瑞穂区に「不当判決」と書いた標を掲げ、原告側が裁判の中で明らかにしてきた事実を「私たちが裁判の中で明らかにしてきた判決で、許すことはできない」と声を荒らげた。

原告の一人、田中万寿さん(左)が名古屋瑞穂区に「長い時間をかけて積み上げてきたものが一瞬で終わってしまった。力が抜けた」と肩を落とした。

名古屋市内で開いた記者会見で、在任正史弁護士団長の「ダムなしでも水は足りており、異常渇水時に流水

機能を持続する科学的根拠が示されていない。事実の重みを軽視した判決だ」と批判。同団体の小林収共同代表(右)は「自治体は国の

二〇一二年の愛知県知事選と名古屋市長選で、事業見直しを共通の掲げて当選した大村知事と河村たかし市長。だが、当時、大村知事、河村市長とも導水路事業への言及は減った。

1957年12月	徳山ダム構想浮上	浮上
76年9月	建設省(現国土交通省)がダム事業実施計画を認可	国土交通省
89年3月	旧徳山村の466世帯の移転契約完了	徳山村
2000年5月	ダム本体工事着手	着手
06年4月	導水路の実施計画に着手	着手
08年5月	徳山ダム本格稼働	稼働
8月	国交省が導水路事業実施計画を認可	認可
9月	国交省が水資源継承事業に導水路事業を抽出	抽出
09年5月	河村たかし市長が導水路事業を撤回する方針を表明	撤回
6月	導水路事業を支出しないよう、愛知県を相手に提訴(当を前原誠司国交省(当時)が導水路事業の凍結を事実上、導水路事業の凍結を再検討する初会合)を請求	提訴
10月	大村知事、河村市長とも導水路事業への言及は減った。	減った
11年6月	判決を受け、大村知事は「公金の支出差止めを求め訴訟で、県の主張が認められたことは妥当。事業は現在、国の検証作業が進められており、県もこの検証作業にしっかりと取り組んでいく」とコメントした。	コメント
14年7月	河村市長は、今月十四日の記者会見では「事業に対して	コメント

宙に浮く巨大事業

八百九十億円を投じ地下トンネルを掘り、徳山ダム(岐阜県揖斐郡)の水を木曾川に流し込む木曾川水系連絡導水路事業。二〇〇九年十月、「コンクリートから人へ」を掲げた当時の民主党政権が凍結した。国や水資源機構、関係自治体が進める検証作業は停滞、長期化し、事業は宙に浮いた状態となっている。

徳山ダムは半世紀前の一九五七年に構想が浮上。三千五百億円の巨費を投じて建設され、二〇〇八年に本格的に運用が始まった。もともと高度経済成長で増え続ける水需要に対応するため利水に重点を置いた計画だったが、技術革新や景気低迷を背景に、水需要は頭打ちに。国や事業主体の水資源機構とダムは切り離せない関係

だ。導水路事業は徳山ダムに引き続き、国と愛知、岐阜、三重の三県、名古屋市の負担で〇九年度に着工予定だった。だが〇九年五月には、徳山ダム建設にも否定的だった名古屋市の河村たかし市長が「導水路は必要ない」として事業からの撤退と負担金不払いを表明。水資源機構は「関係自治体と存続案や代替案の絞り込みを進めている」と話す。結論を出す時期の見通しすら立っていないという。

言うがまま、司法は事実が示されていない。事実の重みを軽視した判決だ」と批判。同団体の小林収共同代表(右)は「自治体は国の

馬場の建設再開を決定するなど、公共事業見直しの機運は徐々に減退。公共事業に積極姿勢の自民党が、一二年に政権に返り咲き、大村知事、河村市長とも導水路事業への言及は減った。

「公金の支出差止めを求め訴訟で、県の主張が認められたことは妥当。事業は現在、国の検証作業が進められており、県もこの検証作業にしっかりと取り組んでいく」とコメントした。

する考え方は変わっていない」と強調していたが、この日は市長名でなく名古屋市長として「県知事と企業庁長に対する訴訟で、コメントは差し控える」との談話を出した。

一方、岐阜県の古田肇知事は「渇水時の河川環境の保全や可茂・東濃地域の濁水被害を軽減する効果を想定しており、速やかな事業の推進を期待する」とのコメントを発表。三重県の鈴木英敬知事は「コストの削減しながら進めようというのが大事だ」と述べた。

「木曾川導水路事業は不要」

住民側の請求棄却

名地裁

国が検証作業を進めており、県も肅々と取り組んでいく」とするコメントを発表した。

事業は揖斐川から長良川、木曾川にかけて導水路を上流部分と下流部分の2カ所に建設し、渇水時の愛知県、名古屋市の水道用水を確保することなどが目的。総事業費約890億円は国と岐阜愛知、三重各県、名古屋市の負担し2015年度に完成する予定だった。

住民グループは流域の水需要は横ばいか減少傾向にあり、渇水時も既存の供給量で対応できると指摘。合理性を欠く事業への支出は地方自治法に反すると主張していた。

原告の住民グループは「不当判決。控訴する」としている。大村知事は「県の主張が認められたことは極めて妥当。事業については

国が検証作業を進めており、県も肅々と取り組んでいく」とするコメントを発表した。事業は揖斐川から長良川、木曾川にかけて導水路を上流部分と下流部分の2カ所に建設し、渇水時の愛知県、名古屋市の水道用水を確保することなどが目的。総事業費約890億円は国と岐阜愛知、三重各県、名古屋市の負担し2015年度に完成する予定だった。

住民グループは流域の水需要は横ばいか減少傾向にあり、渇水時も既存の供給量で対応できると指摘。合理性を欠く事業への支出は地方自治法に反すると主張していた。

「水余り」残る疑問

木曾川導水路 推進 懸念する声も

「止まらない公共事業」の象徴とされたダム事業。徳山ダムとセトで計画された木曾川水系導水路をめぐり、二十四日の名古屋地裁判決は行政の幅広い裁量権を認め「逸脱や乱用はない」と判断し、負担支出差し止めを求めた住民らの訴えを退けた。○面参照

高度成長前後の一九五七年に計画され、岐阜県の揖斐川上流に二〇〇八年に完成した徳山ダムは、最後の巨大ダムともいわれる。その徳山ダムから木曾川への導水路事業をめぐる住民訴訟で、名古屋地裁が住民側の訴えを退ける判決を出した。

「導水路」判決

頭打ちの水需要に巨費を投じることは妥当か、との訴えを、裁判所は「国の適正な計画に基づいた支出で違法性はない」と退けた。でも、計画は今も妥当といえるのか。今度は政治が考える番だ。

今度は政治が考える番

裁判所は、水の需要予測は「一般に不確実性を伴うため、想定値と実績値との間にある程度の誤差が生じていることはやむを得ない」というのである。

社説

2014・7・25

行政は歓迎、市民反発

木曾川水系連絡導水路事業の名古屋地裁の判決を受けて、県内の行政トップからは24日、事業の推進を期待する声が上がった。一方、事業に反対する市民団体は反発した。

木曾川水系連絡導水路事業の名古屋地裁の判決を受けて、県内の行政トップからは24日、事業の推進を期待する声が上がった。一方、事業に反対する市民団体は反発した。

名古屋地裁の判決について古田肇知事は、期待される効果を説明した上で「速やかな事業の推進を期待している」とコメント。引き続き、国や事業主体の水資源機構に検証作業の早期終了、着工を求める考えを示した。

名古屋市長も「市民生活に安心がもたらされることから、速やかな事業の推進を望む」とし、実質的にストップしている事業の再開を求めた。

一方、導水路事業の中止を訴える長良川市民学習会の粕谷志郎代表は「判決が事業の推進材料となることを危惧する」と強調。「導水路事業は生態系に悪影響を及ぼすだけ。事業目的としている利水、河川環境の保全はともに理にかなっておらず、今すぐ建設計画を中止してほしい」と話した。

分水嶺

大型の公共事業など地域の懸案事項がそろって動き出しそうだ。凍結されたままの木曾川水系連絡導水路事業について名古屋地裁は事業の必要性を認める判断を示した。これを機に議論の活発化も考えられる▼事業は2009年に当時の民主党政権が凍結とし、自公政権でも棚上げ状態。事業の是非が語られない中、同地裁が木曾川は濁水が頻発しており、計画は合理性を欠くとは言えないと訴訟の判決で述べた▼かつて民主党は、政権交代後の10年度予算で公共事業関係費を大幅に削減。木曾川水系連絡導水路事業を含む多くのダム事業を検証対象とした▼県内の新丸山ダムと内ヶ谷ダムは継続となり、工事が進む。国土強靱化を掲げる自公政権は公共事業に積極的だが、震災復興、次への備え、老朽化したインフラの維持は欠かせない▼原発再稼働に向けた動きに伴い、原発から出る「核のごみ」の最終処分地の候補地選びも本格化してきた。国が候補地を選定する方式に改め、処分事業を担う原子力発電環境整備機構幹部の人事を一新した▼処分法の研究は瑞浪市でも行われているが、地層処分自体への疑問もある。事業を進めるには、原発の利用者が応分の負担をするよう当事者意識を高めることが必要だ。

2014 7.25

住民側の請求棄却

名古屋地裁

徳山ダム・木曾川導水路差し止め訴訟

徳山ダム（岐阜県揖斐川町）の利水のため、地下導水路を建設する木曾川水系連絡導水路事業に反対する住民団体のメンバーらが、愛知県を相手取り事業負担金の支出をやめるよう求めた訴訟で、名古屋地裁は24日、原告側の請求を棄却する判決を言い渡した。福井章代裁判長は「事業が著しく合理性を欠くとはいえず、県の負担金支出も違法とはいえない」とした。原告側は控訴する方針。

原告は木曾川水系（木曾川、長良川、揖斐川）の水需要予測が事業計画時より低下しているなどとし、導水路建設は不要と主張。国と東海3県、名古屋市が支出する事業費890億円のうち、同県負担の318億円の支出差し止めを求めた。しかし、判決は、県の主張する事業の必要性などをおおむね認め、原告の市民団体の加藤伸久共同代表は判決後、「判決は行政の誤った判断をかばう内容」と述べた。事業は、揖斐川上流の徳山ダムの水を2本の地下導水路で木曾川と長良川に流し、都市用水や両河川の流量維持などに利用する計画。15年度完成予定だったが、民主党政権が凍結し、未着工の状態が続いている。

声 明

本日、名古屋地方裁判所民事第9部(福井章代裁判長)において、徳山ダムの水を木曾川に流すための木曾川水系連絡導水路事業(「徳山ダム導水路事業」、事業費 890 億円)に対する愛知県の費用負担金(318 億円)の支出差止を求める住民訴訟において、原告住民の請求を棄却する判決言渡がなされた。

1 徳山ダム導水路事業は、以下の二つを事業の目的とする。

① 新規利水の供給

徳山ダムに確保される愛知県の水道用水最大 2.3 m³/s(供給地域は愛知用水地域)、名古屋市の水道用水最大 1 m³/s 及び名古屋市の工業用水最大 0.7 m³/s を導水し、木曾川において取水を可能ならしめる。

② 流水正常機能の維持

木曾川水系の異常渇水時において、徳山ダムに確保される流水正常機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)を図るための容量 5300 万 m³のうちの 4000 万 m³を一部は長良川を経由して木曾川に導水し、木曾成戸地点において河川環境の改善のための流量を確保する。

2 原告住民は、支出差止の理由として、以下のことを明らかにした。

(1) 新規利水の供給については、愛知用水地域の水道用水の需要が、2000 年実績 6.79 m³/s(最大河川取水量)が 2015 年に 8.25 m³/s に増加すると想定されるので、安定供給水源として徳山ダム 2.3 m³/s が必要というのが根拠である。しかし、需要実績は 2000 年から現在までの間に横ばいから減少しており、上記需要想定は根拠事実を欠き、既存の供給水源で近年 1/10 の渇水規模においても需要に対して供給可能であって、徳山ダム 2.3 m³/s は必要がない。この事実の下においては、愛知県は徳山ダム導水路事業から撤退して費用負担金の支出を止めなければならない。

(2) 流水正常機能の維持については、徳山ダム導水路により異常渇水時に緊急水を補給して確保しようとしているのは、木曾川の動植物の生息・生育等のための河川環境のための維持流量 50 m³/s(24.1 km成戸地点)のうちの 40 m³/s であるが、この動植物の生息等のための流量 50 m³/s は、根拠となる説明資料において、代表種をヤマトシジミとし、その生息限界となる塩化物イオン濃度を 11,600 mg/Lとして、同濃度以下にするには流量 50 m³/s が必要としていることが根拠である。しかし、ヤマトシジミは同濃度 11,600 mg/L以上で直ちに斃死するのではなく 30 日間連続で 50%が斃死し、木曾川下流部の同濃度は 0~18,000 mg/Lの間で連日変化しているのであり、流量 50 m³/s 以下でも多数生息している。上記説明は科学的根拠がなく、流水正常機能の維持の必要性は根拠事実を欠いている。

本判決は、原告住民が明らかにした上記事実から目を背けて、事実を無視し続ける愛知県等の誤った行政を庇うもので、司法の責務を放棄した不当なものであり、強く批判する。

私たちは、不当な本判決に屈することなく、直ちに控訴するとともに、無駄で有害な徳山ダム導水路事業を廃止させるために今後とも粘り強く活動を続ける所存である。

以上声明する。

2014年7月24日

導水路はいらない！愛知の会

徳山ダム導水路公金支出差止住民訴訟弁護団